

事 務 連 絡

平成 2 8 年 4 月 8 日

各関係機関特別研究員受入事務担当課等の長 殿

独立行政法人日本学術振興会

人材育成事業部研究者養成課

障害者である特別研究員－PD、SPD、RPD の受入について

平素より独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）の事業にご協力いただきまして、ありがとうございます。

このたび、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）が平成 2 8 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、国公立大学等においては同法第 7 条第 1 項の規定により、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされており、また、事業者においては同法第 8 条第 2 項の規定により、必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこととされております。

つきましては、障害者である特別研究員－PD、SPD、RPD の受入に伴い、社会的障壁の除去に費用負担が発生する場合には、本会が特別研究員－PD、SPD、RPD に交付する科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別研究員奨励費）の間接経費をご活用いただき、受入環境の整備に資するようご配慮願います。

なお、障害を理由として特別研究員－PD、SPD、RPD の受入を拒否することは、同法第 7 条第 1 項または同法第 8 条第 1 項で禁止される不当な差別的取扱いに該当する可能性がありますので、貴機関において障害者差別解消の推進を図るための研修・啓発を行う際には、この点にもご配慮願います。

【本件担当】

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部

研究者養成課研究者養成第 3 係

TEL: 0 3 - 3 2 6 3 - 4 9 9 8

FAX: 0 3 - 3 2 2 2 - 1 9 8 6

MAIL: yousei3@jstps.go.jp